

令和4年分民間給与実態統計調査結果について

1 調査の概要

民間給与実態統計調査は、統計法に基づく基幹統計であり、昭和24年分から始まり、今回が第74回目に当たる。この調査（サンプル調査）は、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別、企業規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討、税務行政運営等の基本資料とすることを目的としている。

（注）この調査は、サンプル調査であり、標本事業所等から得た標本値に標本抽出率等の逆数を乗じて全体の給与額等を推計している。

2 調査結果の概要

令和4年分調査から、新たな復元推計手法を適用して調査を実施している。

なお、本資料における平成26年分から令和3年分についても、新たな復元推計手法に基づいて計算した。

(1) 民間給与の動向

イ 給与所得者数

民間の給与所得者数は5,967万人。前年比91万人（1.5%）減。

ロ 給与総額及び源泉徴収税額

給与の総額は231兆2,640億円。前年比4兆9,570億円（2.2%）増。

源泉徴収された所得税額は12兆424億円。前年比7,907億円（7.0%）増。

(2) 1年を通じて勤務した給与所得者

イ 平均給与

平均給与は458万円（前年比2.7%増）。

〔男性563万円（前年比2.5%増）、女性314万円（同3.9%増）
正社員（正職員）523万円（前年比1.5%増）、正社員（正職員）以外201万円（同2.8%増）
給与所得者（乙欄適用者を除く）465万円（前年比2.7%増）〕

内訳〔平均給料・手当は386万円（前年比2.4%増）。
〔男性472万円（前年比2.3%増）、女性270万円（同3.4%増）〕
平均賞与は72万円（前年比4.2%増）。
〔男性92万円（前年比3.5%増）、女性44万円（同7.6%増）〕

ロ 納税者数及び税額

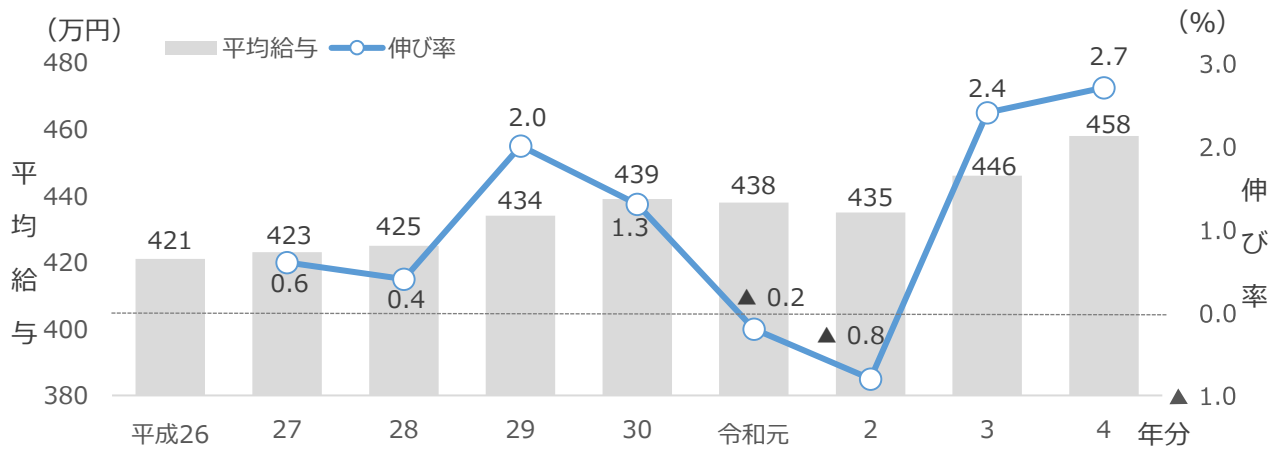
1年を通じて勤務した給与所得者5,078万人のうち、源泉徴収により所得税を納税している者は4,360万人で、その割合は85.9%（前年比0.4ポイント増）。

また、その税額は11兆7,742億円で、納税者の給与総額に占める税額の割合は5.41%（前年比0.19ポイント増）。

3 調査結果のポイント

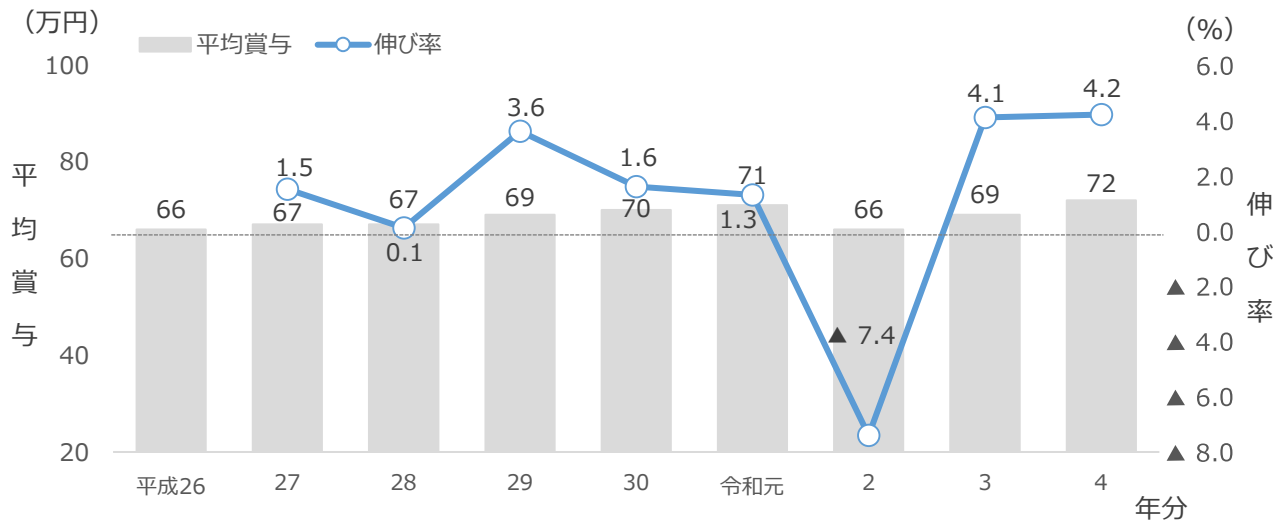
(1) 平均給与は2年連続の増加

1年を通じて勤務した給与所得者の平均給与は458万円で、2年連続の増加となった。
《平均給与の推移》



(2) 平均賞与は2年連続の増加

1年を通じて勤務した給与所得者の平均賞与は72万円で、2年連続の増加となった。
《平均賞与の推移》



(参考)

< 給与所得者全体に関する主な結果 >

項 目	令和3年分(a)	令和4年分(b)	伸び率(%)	(b)-(a)
1 12月31日現在の 給与所得者数	6,057万人	5,967万人	▲1.5	▲91万人
2 給与総額	226兆3,070億円	231兆2,640億円	2.2	4兆9,570億円
3 所得税額	11兆2,517億円	12兆424億円	7.0	7,907億円
4 税額割合(3/2)	4.97%	5.21%	—	—

< 1年を通じて勤務した給与所得者に関する主な結果 >

項 目	令和3年分(a)	令和4年分(b)	伸び率(%)	(b)-(a)	
1 給与所得者数	5,138万人	5,078万人	▲1.2	▲60万人	
	〔 男性 2,983万人 女性 2,154万人 〕	〔 男性 2,927万人 女性 2,151万人 〕	〔 ▲1.9 ▲0.1 〕	〔 ▲57万人 ▲3万人 〕	
	〔 正社員(正職員) 3,509万人 正社員(正職員)以外 (パート・アルバイトなど) 1,266万人 〕	〔 正社員(正職員) 3,391万人 正社員(正職員)以外 (パート・アルバイトなど) 1,244万人 〕	〔 ▲3.4 ▲1.8 〕	〔 ▲118万人 ▲23万人 〕	
	乙欄適用者を除く 4,965万人	乙欄適用者を除く 4,925万人	▲0.8	▲40万人	
2 給与総額	228兆9,906億円	232兆3,469億円	1.5	3兆3,563億円	
	〔 正社員(正職員) 180兆9,467億円 正社員(正職員)以外 (パート・アルバイトなど) 24兆6,976億円 〕	〔 正社員(正職員) 177兆4,166億円 正社員(正職員)以外 (パート・アルバイトなど) 24兆9,336億円 〕	〔 ▲2.0 1.0 〕	〔 ▲3兆5,301億円 2,360億円 〕	
	乙欄適用者を除く 224兆7,764億円	乙欄適用者を除く 229兆227億円	1.9	4兆2,463億円	
内納税者	214兆1,839億円	217兆4,772億円	1.5	3兆2,933億円	
3 一人当たり 平均給与	446万円	458万円	2.7	11.9万円	
	〔 男性 550万円 女性 302万円 〕	〔 男性 563万円 女性 314万円 〕	〔 2.5 3.9 〕	〔 13.7万円 11.9万円 〕	
	〔 正社員(正職員) 516万円 正社員(正職員)以外 (パート・アルバイトなど) 195万円 〕	〔 正社員(正職員) 523万円 正社員(正職員)以外 (パート・アルバイトなど) 201万円 〕	〔 1.5 2.8 〕	〔 7.6万円 5.5万円 〕	
	乙欄適用者を除く 453万円	乙欄適用者を除く 465万円	2.7	12.4万円	
	内訳 給 料 手 当	377万円	386万円	2.4	9.0万円
		〔 男性 461万円 女性 261万円 〕	〔 男性 472万円 女性 270万円 〕	〔 2.3 3.4 〕	〔 10.6万円 8.8万円 〕
	賞 与	〔 正社員(正職員) 424万円 正社員(正職員)以外 (パート・アルバイトなど) 183万円 〕	〔 正社員(正職員) 426万円 正社員(正職員)以外 (パート・アルバイトなど) 188万円 〕	〔 0.5 2.6 〕	〔 2.3万円 4.8万円 〕
		〔 男性 69万円 女性 41万円 〕	〔 男性 72万円 女性 44万円 〕	〔 4.2 7.6 〕	〔 2.9万円 3.1万円 〕
		〔 正社員(正職員) 92万円 正社員(正職員)以外 (パート・アルバイトなど) 12万円 〕	〔 正社員(正職員) 97万円 正社員(正職員)以外 (パート・アルバイトなど) 13万円 〕	〔 5.9 5.9 〕	〔 5.4万円 0.7万円 〕
	4 納税者	4,394万人	4,360万人	▲0.8	▲35万人
5 納税者割合(4/1)	85.5%	85.9%	—	—	
6 税額	11兆1,718億円	11兆7,742億円	5.4	6,024億円	
7 税額割合(6/2)	4.88%	5.07%	—	—	
	内納税者 5.22%	5.41%	—	—	

< 業種別の平均給与・平均賞与 >

業種区分	平均給与 (千円)	平均賞与 (千円)		
		対前年 伸び率 (%)	対前年 伸び率 (%)	
建設業	5,291	1.7	782	4.1
製造業	5,327	1.4	1,061	7.6
卸売業, 小売業	3,840	2.7	527	3.3
宿泊業, 飲食サービス業	2,682	5.5	174	12.3
金融業, 保険業	6,557	▲3.7	1,556	▲4.1
不動産業, 物品賃貸業	4,569	7.1	538	12.8
運輸業, 郵便業	4,771	11.3	488	▲3.2
電気・ガス・熱供給・水道業	7,472	▲5.2	1,470	▲3.7
情報通信業	6,324	2.1	1,218	1.2
学術研究, 専門・技術サービス業, 教育, 学習支援業	5,441	3.6	1,016	8.0
医療, 福祉	4,085	1.3	558	3.7
複合サービス事業	5,062	▲5.3	1,096	▲4.0
サービス業	3,765	2.5	443	2.1
農林水産・鉱業	3,366	9.1	379	8.9
(業種平均)	4,576	2.7	716	4.2

民間給与実態統計調査の見直しについて

民間給与実態統計調査については、国税庁所管統計の整備に関する検討会での議論を踏まえて見直しを行い、今回（令和4年分）の調査から新たな復元推計手法を適用して調査を実施している。

1 見直しの趣旨・背景

国税庁は、従来、所管する統計調査等の品質向上に自主的に取り組んでおり、加えて、統計委員会からの建議及び統計改革推進会議が公表した政府方針（注）を踏まえ、令和3年7月に、舟岡史雄信州大学名誉教授を座長とする「国税庁所管統計の整備に関する検討会」を組織し、統計に関する専門家と議論を進めてきた。

令和5年6月に、上記検討会における議論を踏まえ、民間給与実態統計調査の見直し内容を取りまとめ、令和4年分の調査から新たな復元推計手法を適用して調査を実施した。併せて、本統計の利用者が的確に暦年ごとの比較を行うことが可能になるよう、平成26年分から令和3年分についても、新たな復元推計手法に基づいて計算を行い、その結果を参考として公表することとした（国税庁所管統計の整備に関する検討会の委員名簿、議事要旨、資料については国税庁HP（<https://www.nta.go.jp/about/council/kenkyu.htm#statistics>）参照）。

（注） 「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年9月30日総務省統計委員会建議）」、「統計行政の新生に向けて（令和元年12月24日統計改革推進会議・統計行政新生部会）」

2 見直し内容

(1) 調査対象外となった事業所への対応

標本抽出時点（6月末）以後の休廃業などにより、調査の基準日（12月末）において調査の対象とならないことが判明した事業所について、標本として抽出した事業所の総数から差し引き、回収率を算出して、復元推計を行う。

(2) 階層が変動することとなった事業所への対応

復元推計する際に使用する抽出率は、標本抽出時点の階層の抽出率を使用するとともに、標本抽出時点の給与支給人員が調査の基準日において異なることが判明し、階層が変動することとなった事業所について、母集団の加減算を行う。

(3) 税務データを活用した欠測値補完

同一階層内における無回答の発生割合の差異を補正するため、低階層について階層内を細分割して推計するとともに、無回答の事業所について、税務データの国税局別・規模別の給与支給人員を活用した欠測値補完の処理を行う。

(4) 従来の統計作成手法の見直し

標本抽出時点における枠母集団から、調査の基準日における目標母集団への補正について、労働力調査をベンチマークとした処理を廃止し、税務データを活用した欠測値補完などにより推計した目標母集団に対する処理を行う。

3 これまでの見直しを反映した数値の公表

平成 26 年分から令和 3 年分までの参考値については、上記の見直し内容に加え、過去に実施した以下の見直し内容を反映させている。

(1) 平成 27 年分調査時の変更点

事業所規模の表章区分「10 人未満」について、「1～4 人」及び「5～9 人」へ細分化。

(2) 令和元年分調査時の変更点

従来の復元方法（標本抽出率の逆数を乗じる方法）から、「事業所用の調査票」に記載された「実際の給与所得者数」を用いて復元する方法に変更。

(3) 令和 2 年分調査時の変更点

「乙欄適用者」を除いた統計表を集計・公表。

(参考) 調査結果の比較

